

No. 48 淡水で養殖している魚の調子が悪い

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の事業担当者	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> その他 (内水面支場) </div>
県の担当グループ	水産試験場 内水面支場	(増養殖部) TEL 0299-55-0898 FAX 0299-55-1787
事業名	—	事業の所管機関 茨城県水産試験場

事業の概要

[事業主体]

茨城県水産試験場内水面支場

[事業内容]

淡水で養殖している魚の調子が悪い場合には、内水面支場増養殖部までご相談ください。

相談する際には、養殖している魚の①魚種、②発育段階（稚魚，成魚など）、③症状、④飼育環境（池の大きさ、取水方法、水量、飼育水の水温や溶存酸素濃度、飼育密度）などを教えてください。

[相談料]

無料

No.49 水産試験場の展示スペースを利用したい

最初の相談先	所属漁協	普及員（水産試験場）	県の事業担当者	その他 (水産試験場)
県の担当グループ	水産試験場 水産物利用加工部	(水産物利用加工部)	TEL 029-262-4176 FAX 029-263-0414	
事業名	—	事業の所管機関	茨城県水産試験場	

事業の概要

[事業主体]

茨城県水産試験場

[事業内容]

以下のルールで、水産加工実験棟のスペースを貸出しています。

●使用できる用途

1. 県内水産関係団体の長が構成員の技術向上と研鑽および技術の啓発を目的に開催する食品加工機器などの展示研修会等
2. その他特に必要と認める場合

●使用できる日時

貸出期間は原則として、1カ月以内とします。

なお、来場者への展示は次の時間帯に限ります。

月曜日から金曜日（土日、年末・年始及び国民の祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

●使用手続き

使用を希望する14日前までに規定の申請書で申請してください。

●使用料

1,286円/日～4,544円/日

●詳しくは水産試験場のホームページをご覧ください

場所：トップページ > 茨城を創る > 農林水産業 > 水産業 > 茨城県水産試験場
> 水産物利用加工部 > 展示スペース施設貸出のご案内

[URL] <http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/suishi/suisan/tenji/kashidashi.html>



QRコードはこちら

No. 50 遊漁船業を営業したい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の担当者 その他 ()
県の担当グループ	漁政課 調整・漁船グループ TEL029-301-4080 FAX029-301-4089
事業名	－
事業の 所管機関	漁政課 調整・漁船グループ

事業の概要

[事業主体]

茨城県農林水産部漁政課 調整・漁船グループ

[事業内容]

- ・ 遊漁船業の適正化に関する法律に基づき、遊漁船業を営みたい事業者から申請を受け登録を行います。

- ・ 新規登録を希望する方は、申請書類及び必要書類を準備のうえ、郵送又は持ち込みで担当グループに提出して下さい。提出の際は、漁業者の方は漁協担当者を通じて事前に電話でご連絡下さい。

- ・ 書類の記載方法等についての相談も随時受け付けています。

連絡先・提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6
 茨城県農林水産部漁政課 調整・漁船グループ
 TEL : 029-301-4080
 FAX : 029-301-4089

<参考>

○登録申請書様式の掲載ページ

【漁政課ホームページ / 遊漁船業登録申請書（海面）】

<https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/nourinsuisan/gyosei/0609n0830.html>

※遊漁船登録 茨城県 で検索

No. 51 漁業復興サポート人材を活用したい（沿海の漁協向け）

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の担当者	その他 ()
県の担当グループ	漁政課 経営・組合グループ	TEL029-301-4075 FAX029-301-4089	
事業名	被災地次世代漁業人材確保支援事業（沿海地区）	事業の所管機関	国（水産庁 企画課）

事業の概要

[事業主体] 茨城県漁業就業支援協議会

（茨城沿海地区漁連と県が構成員となり平成 29 年 8 月に設立）

[事業内容] 繁忙期の漁ろう作業や市場出荷作業への支援、販路開拓や就業相談等のイベント支援など、漁協が行う漁業復興の取組を広くサポートする人材の活動に対し支援します。

漁協等が雇用するサポート人材の賃金や企業や団体等に委託する場合の委託費など、活動に必要な経費について支援します。

[内容・条件]

・サポート人材

地域の漁業活動、水産物の水揚げ・出荷・販売等の円滑な販路確保、漁業人材確保のための就業相談等の各種の本格的な漁業再開に向けた活動を支援する者として、次の要件にすべて該当することが条件です。

（1）漁協等から委嘱等を受けて地域の漁業再開の活動に従事する者であること。

（2）委嘱等にあたり、漁協等はその対象者及び従事する漁業再開の活動の内容等を定め、内容を明示していること。

・サポート活動

例：水揚量、流通量の拡大の取組支援

繁忙期の漁ろう作業、荷捌き・出荷作業、積込み・補給作業等の支援

資源管理の活動、衛生管理の活動、海難・作業事故防止の活動、

漁場保全・監視の活動、漁業人材確保の活動

[補助対象経費・補助率など]

漁業復興サポート活動にかかる賃金、消耗品費、旅費など

（注）国の補助金が十分でない場合は減額となる場合があります。